



2022年5月13日

各 位

会社名 日本電波工業株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 加藤 啓美
(コード番号 6779 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 竹内 謙
(TEL. 03-5453-6711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第81回定時株主総会に「定款一部変更の件」として付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、2022年3月29日開催の取締役会において、当社発行のA種種類株式の全部（発行価額の総額50億円）につき、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合より、当社定款第6条の2第6項の定めに基づき金銭を対価として取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議し、かかる決議に基づき、2022年5月26日付で当該取得及び消却を行うこととしております。これに伴い、A種種類株式に関する規定を削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取る旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示と、みなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年6月28日(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 6 条 (発行可能株式総数) <u>当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u> <u>普通株式 5,000万株</u> <u>A種種類株式 5,000株</u></p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数) <u>当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。</u></p>
<p>第 6 条の 2 (A種種類株式) <u>1. 当会社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第7項までに定めるものとする。</u> <u>2. 剰余金の配当</u> <u>当会社は、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (普通株主と併せて以下、「普通株主等」という。) に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下、「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主 (以下、「A種種類株主」という。) またはA種種類株式の登録株式質権者 (A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。) に対し、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの剰余金の配当の額に、<u>1,000,000円 (以下、「A種種類株式1株当たりの払込金額相当額」という。) に1.40を乗じた数を当該剰余金の配当基準日における本条第5項第3号及び第4号で定める取得価額で除した数を乗じて得られる額 (以下、「A種配当金額」という。) の金銭による配当を、普通株主等と同順位にて行う。</u> <u>なお、A種配当金額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>3. 残余財産の分配</u> <u>(1) 残余財産の分配</u> <u>当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、本条第6項に定める償還係数を乗じて得られる額 (以下、「A種残余財産分配額」という。) の金銭を支払う。なお、本項においては、償還係数の計算における「金銭対価償還日」を「残余財産の分配日」と読み替えて、償還係数を計算する。また、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>(2) 非参加条項</u> <u>A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u> <u>4. 議決権</u> <u>A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u> <u>5. 普通株式を対価とする取得請求権</u> <u>(1) 普通株式対価取得請求権</u> <u>A種種類株主は、2020年8月1日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式 (以下、「請求対象普通株式」という。) の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること (以下、「普通株式対価取得請求」という。) ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。</u> <u>(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u> <u>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に1.40を乗じた額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、本項第3号及び第4号で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求</u></u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、<u>会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p>(3) 当初取得価額 363円</p> <p>(4) 取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>③ 本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p>	<p>変 更 案</p>

現 行 定 款	変 更 案
$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \\ \times \\ \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \\ \hline \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{普通株式1株} \\ \text{当たりの時価} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{（発行済} \\ \text{普通株式数} \\ \text{）} \\ \hline \text{（発行済普通株式数} \\ \text{）} \\ \hline \text{－当社が保有する普通株式の数} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$	
<p>④ <u>当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u></p>	
<p>⑤ <u>行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>(b) 本号 (a) に掲げた事由によるほか、以下の①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③ その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本 (e) により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(5) 普通株式対価取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(6) 普通株式対価取得請求の効力発生 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p> <p>(7) 普通株式の交付方法 当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>記録を行うことにより普通株式を交付する。</p> <p>6. <u>金銭を対価とする取得条項</u> <u>当社は、2020年8月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で（当該書面通知を行った日を、以下、「通知日」という。）、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部（但し、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額下記に定める償還係数を乗じた額に当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額（但し、金銭対価償還日が2023年7月1日以降の場合には、(i)当該額、または(ii)当該金銭対価償還に係るA種種類株式について通知日において普通株式対価取得請求が行われたものとみなして算出する当該A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に、通知日の前日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を乗じた額のいずれか高い方の金額とする。）を、A種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。</u> <u>「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の①乃至⑥のいずれの期間に属するかをの区分に応じて、以下の①乃至⑥に定める数値をいう。</u> ① 2020年8月1日から2021年6月30日まで：1.13 ② 2021年7月1日から2022年6月30日まで：1.25 ③ 2022年7月1日から2023年6月30日まで：1.38 ④ 2023年7月1日から2024年6月30日まで：1.52 ⑤ 2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.68 ⑥ 2025年7月1日以降：1.85</p> <p>7. <u>株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u> (1) <u>当社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u> (2) <u>当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> (3) <u>当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>	
<p>第8条（単元株式数） <u>当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p>	<p>第8条（単元株式数） <u>当社の単元株式数は、100株とする</u></p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第19条（電子提供措置等） <u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第19条の2（種類株主総会） 1. <u>第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。</u> 2. <u>第15条、第17条及び第19条の規定は、種類株主総会について準用する。</u> 3. <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会</u></p>	<p>(削除)</p>

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u>	
(新設)	<u>(附則)</u> <u>1. 現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第19条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する規定の改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生じるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第19条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>